

京都市告示第 3 8 5 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
下津林緯 2 号線	西京区下津林芝ノ宮町68番地地先内	旧	2.80	7.20
		新	2.80	7.20 ~ 8.00

(建設局土木管理部道路明示課)